

嵐の中の俺たち

検察の「論告要旨」を木っ端微塵!! 最終陳述であらためて 堂々と無罪を主張!! 「蒲郡駅事件」第8回公判終了!

3月19日、名古屋地裁において「蒲郡駅事件」第8回公判が終了し、結審しました。今回の公判では、不当にも3月5日第7回の公判で名古屋地検が出した懲役10ヶ月の論告求刑に対し、被告人弁護士と、加藤誠二さん本人が、その不当性と無実を最終陳述によって法廷の場で訴えてきました。

このような検察がある限り、「えん罪」は無くならない!!

渡辺、長島両弁護士の最終弁論では、あらためてこの事件がJR東海会社と愛知県警公安三課が一体となってデッチ上げた「弾圧」である事を明白にしました。

検察によるつなぎ合わせた「デッチ上げ」であるが故に、事件の真相と言われる証拠が何ひとつない「論告要旨」に対して、両弁護士はひとつひとつ反駁をし事件の「不当性」と「えん罪性」を暴き出し、あらためて無罪を主張しました。

また、加藤誠二さんは「私は当初、警察での任意の事情聴取にも応じ、指紋の採取にも応じた。何故なら窃盗などしていないからだ。それを検察はここに至って、会社の許可無くコピー用紙を持ち帰った事が罪状だと言ってきた。それが罪だというなら、蒲郡駅社員のみならず東海会社の全ての社員も同罪と言うことである。私は無罪を主張する。裁判所の公正、公平な判断を望む。」と堂々と主張しました。

次回、4月21日は判決です。

「完全無罪」は間違いのないものと信じますが、「国策弾圧」である以上予断は許せません。最後まで堂々と闘い抜きましょう。

